

名勝旧益習館庭園書院耐震診断及び保存修理基本設計業務 特記仕様書

1 目的

名勝旧跡習館庭園は、洲本市及び淡路島の江戸時代の歴史や城下町を知る上で、中核をなすもので、平成31年2月26日に淡路島の庭園で初めて国の名勝に指定された。

庭園の整備は平成26～27年度にかけて行われて以降、大きな整備が行われておらず、視点場となる旧益習館庭園書院（以下「書院」という）の老朽化及び耐震性、前庭の景観整備、園池の浚渫や植栽整備などにおいて課題が見られる。

そこで本業務は、書院の機能回復を通じて本来の観賞ができるようにするとともに、活用拠点としての整備を行い、旧益習館庭園が洲本のまちづくりに貢献することを目的として整備を行うものである。

今年度においては書院の耐震診断及び保存修理基本設計を実施する。

2 業務概要

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 業務名 | 名勝旧益習館庭園書院耐震診断及び保存修理基本設計業務 |
| (2) 履行期間 | 契約締結日から令和7年3月28日まで |
| (3) 業務対象箇所 | 名勝旧益習館庭園（兵庫県洲本市山手三丁目地内） |
| (4) 業務対象 | 名勝旧益習館庭園 書院 |

3 適用

本業務は、本特記仕様書によるほか、過年度成果「名勝旧益習館庭園整備基本計画（令和6年3月洲本市教育委員会、以下「整備基本計画」という。）」を参考に実施するものとする。

4 業務内容

名勝旧益習館庭園に所在する書院の現地調査を実施し、建物の耐震性能、毀損状況などの現状を把握したうえで、整備方針を立案し基本設計図としてまとめる。その他、概算工事費の算出及び整備工程の立案を行う。

なお、業務の実施にあたっては「整備基本計画」を十分理解した上で、文化庁・兵庫県教育委員会・洲本市教育委員会の協議・指示に基づき、名勝旧益習館庭園整備委員会による指導・監修を受ける。

- (1) 現地毀損調査
書院の現状の毀損調査を調査し、修理項目を整理する。
- (2) 現地実測調査
書院の耐震診断および基本設計に必要な実測調査を行う。併せて、電気設備や給排水設備の状況についても調査を行う。
- (3) 調査報告書の作成

耐震診断および毀損等各種調査の結果を取りまとめた調査報告書を作成する。

(4) 基本設計図の作成

各調査結果により書院の現状を把握し、整備方針を立案する。発注者による整備方針の承認後、基本設計図を作成する。なお、耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判断された場合は、書院の文化財的価値を損なわないよう配慮した耐震補強案を作成する。

(5) 概算工事費の算出

基本設計を作成した建造物について、その内容に基づき概算工事費の算出を行う。

(6) 委員会補助

保存整備のために設置する学識経験者、地元関係者、行政関係者等で構成される保存整備委員会に出席し、提示資料や意見の取りまとめ（会議録）等を行う。会議の回数は1年間で2回程度とする。

(7) 打合せ協議

必要に応じた打合せや報告等を適宜実施する。

5 成果品

(1) 成果品の内容及び数量の下記のとおりとし、提出場所は洲本市教育委員会事務局生涯学習課とする。なお、提出期限は令和7年3月28日までとする。

- | | |
|----------------------|-------------|
| ① 調査報告書（電子データ含む） | 一式 |
| ① 建造物基本設計図書（電子データ含む） | 一式 |
| ② 整備委員会資料 | 一式 |
| ③ その他発注者が必要と認める資料 | 2部（正1部、副1部） |

(2) 業務完成後においても、受注者は発注者の疑義については速やかに回答するとともに、不適格な箇所は無償で成果品を訂正しなければならない。

6 その他

(1) 本業務に必要な資料のうち、発注者の所有するものについては貸与するが、その取扱いについては十分に注意するとともに、本業務以外に使用してはならない。また、業務完了後は速やかに返却しなければならない。

(2) 地域住民及び関係者とのトラブルが生じないように特に注意すること。

(3) 現場への立ち入りにあたっては、発注者に事前連絡をすること。

(4) 本業務遂行中に疑義が生じた場合は、協議の上発注者の指示に従うものとする。受注者は、作業実施中に不測の事態が生じた場合は、遅滞なく発注者に連絡を行い、その指示に従わなければならない。